

出会い系サイト

出会い系サイト利用上の規制

出会い系サイトを利用して大人が18歳未満の児童に性交等の相手をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなど書き込みをすること、18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることは、「**出会い系サイト規制法**」で禁止されており、処罰の対象となります。

甘い言葉の奥に、 恐ろしいワナが

メールの相手はどんな人なのかわかりません。出会い系サイトで知り合った者に殺されたり、誘拐されたりする事件が発生しています。

出会い系 サイト

実 例

2006年12月

女子中学生が、出会い系サイトで知り合った男に「知り合いのヤクザを呼ぶぞ」などと脅され、わいせつな行為をされた。

対策

●「出会い系サイト」は、見ない。書き込まない。絶対に会わない。

※出会い系サイトにかかる犯罪予防ページ <http://www.npa.go.jp/cyber/deai/>

誹謗中傷に注意

掲示板の管理者やプロバイダ等に 掲示文の削除等を相談

自分の意志に反した内容が掲載され、書き込んだ人に削除を依頼しても、削除されない場合は、掲載されている情報が個人の権利を不当に侵害している場合には、掲示板の管理者やプロバイダ等が情報の送信を停止することができるようになっています。(プロバイダ責任制限法に規定)。

対策

●ホームページや掲示板は、どのような人が見ているかわかりませんから、自分や家族・友人の個人情報を安易に載せないようにしましょう。

●自分の個人情報をある程度公開しなければならないときは、電話番号や詳細な住所などまで本当に必要なのか、十分に考えてから実行しましょう。

●他人の個人情報を本人の許諾なく掲載することは厳に慎みましょう。

架空・不当請求メール

架空・不当請求メールには 落ちついて対応

利用していない有料サイトの料金を請求する「**架空請求**」メール、メールの中のURLをクリックしただけで料金を請求される「**不当請求(ワンクリック請求)**」メールが依然として多いようです。不意の料金請求がきても、身に覚えのないものや、『有料』である明確な表示がないものについては、支払う必要はありません。

対策

- 慌てて料金を支払わない。
- メールを返信したり問い合わせの連絡先に連絡しない。
- 不審なURLをクリックしない。
- 証拠を保存しておく。



相手からのメールを保存しておく、後日関係機関・消費者相談センターなどへ相談する際の資料となります。